

外国籍の子どもたちに対する日本語教育

長い夏休みが明け、学校では2学期が始まった。日本は4月新年度であるので、学校も4月から入学や進学となるのだが、海外では9月から新年度としている国も多くある。そのため、2学期の始まりとともに、転校生として海外から日本へやってくる子どもも多い。思い起こせば、筆者が日本の小学校へ転入したのも、夏休み明けの2学期からだ。当時は家族に連れられ日本語もほとんどわからないまま来日し、日本人だらけのクラスに入った。戸惑いや不安もたくさんあったが、紆余曲折を経て現在は日本語教師を仕事としている。仕事柄、小中学校へ赴いて外国籍の子どもに対して日本語を指導したり、教育委員会で日本語指導教員に対しての研修や講話を行ったりする機会も頂くので、この記事では、外国籍の子どもが家族と共に日本で生活することになったとき、学校ではどのように子どもへの日本語指導が行われているのかについてご紹介したい。

1. 居住する地域が決まったら



図1：役所で記入する転入出届

中国から家族とともに義務教育期間（7歳～15歳）にあたる就学適齢期の子どもが日本へ行った場合、まずは居住する地域の役所で住民登録手続き（図1参照）を行い、それから居住する地域の公立小中学校を管轄する教育委員会にて子どもの転入学に関する説明を受けたり手続きをしたりすることとなる。

転入学する子どもを受け入れる学校が決まったあとに、親子で学校へ行き学校の校長先生や担任、日本語担当教員がいる学校の場合は日本語担当教員も同席しての面談が行われる。日本語を教える担当教員は基本、日本語を使って日本語を教える。そのため、親子ともにまだ日本語での意思疎通が難しいと判断された場合は、地域によって対応が異なるが、面談の際に学校が予め通訳を手配して

図3：日本語指導のコース設計例
文部科学省「外国人児童生徒受入れの手引き」より引用

上の図は日本語指導をするにあたってのコース設計の一例です。日本の学校への転入直後は日本の学校での過ごし方や規則、そして学校生活で必要となる語彙やフレーズを勉強します。そしてこれと並行して、平仮名の文字学習も進めていきます。適応能力の高い子どもの場合は半年ほど、一般的な子どもも1年から2年ほどで普通の学校生活や日常の生活に必要な生活言語能力を獲得できるようになります。

一見すると、これでもう学校生活においても問題はなく過ごせると思われるが、実は自然に身につくことができるこの生活言語能力だけでは、教科書の読解や論理的思考や観察、作文、発表など学習する上でのフォローまではできません。例えば、「教科書の文章は読めるのに、書いてある内容が理解できない。」「算数の文章題で何を問われているのかが分からない。」といったような場合です。将来的に、子どもに日本での進学や就職を希望している場合は生活言語能力だけでは難しく、必ず学習言語能力の習得が必要となります。この学習言語能力は自然に生活の中で身につけることは難しく、きちんと文法や作文、長文読解やスピーチなどを通して学ぶことによって向上していくことが必要となります。

しかしながら、小中学校においての外国籍の子どもが学校で日本語指導を受けられる頻度や期間は子どもの日本語能力によっても異なって来るうえ、その地域の日本語指導にあてられる予算によって大きく変わってくるのが現実なのである。外国人児童生徒に対する日本語指導は市区町村から割り当てられた予算によって指導期間を決めるため、一人の児童に対しての長期的な支援が難しい場合がある。そのため、日本語で意思疎通ができるようになると支援対象から外され、新しく来日した子どもに指導が振り分けられることもあります。また、地域によって、外国人児童生徒の日本語指導が充実している地域と外国人児童生徒の数が少ないために指導法や人員が整っていない地域があるので、その間に対応の差が生じてしまう現状が存在するのである。

ここで最後に結びとして筆者の意見を書いておきたい。子どもを連れて日本で生活しようを思っている保護者は、日本での生活の中で子どもにとって学びに値する何かがあるから、または、子どもの良き将来を願っているからというのがほとんどであろう。しかし、それはあくまでも保護者としての主観であ

り、子どもはなかなか自分の意志では決められないことである。一つ言えることは、子どもは自らの気持ちで母国を離れて外国へ行って生活をしたいとは思っていない。

確かに日本の文化や習慣の中には子どもの成長過程において学ぶべき良いものがあるのは事実であるが、それを得るためには子ども自身が困難な環境に身を置き母国で勉強する倍以上の苦勞をすることも必要となってくるということを保護者にも是非知って頂きたい。そして、子どもが慣れない新しい環境で努力する必要があるのならば、保護者としても全力でサポートしてあげるべきである。

例えば、保護者もある程度の日本語がわかり、子どもの学習をそばでサポートしてあげられたり、子どもが困っているときに学校の先生と相談して対応してもらったりできれば子どもの助けになるが、保護者も日本語が分からない状態で子どもだけが日本語だらけの環境に急に投げ入れられるようなことは子どもにとって負担が大きすぎる。ましてや、保護者自らが言語を習得することを早々のうちから諦め、子どもが保護者よりも日本語が話せるようになったと安心し、子どもを先生との面談の際の通訳代わりにしたり、大人の事情で何かの手続きの際に役所や病院へ連れて行って通訳をさせたりするのは何としても避けるべきことである。子どもをサポートすべきなのが保護者であるはずなのに、立場が逆転してしまうと成長過程の子どもにとっては親を頼れなくなる、尊敬できなくなる、見下してしまうなど、家族関係に歪みが生じてしまう可能性もあるからだ。



家族のより良い未来像を思い描いて日本に来ているはずなのに、日本語によ

って家族の關係にズレができてしまうのはあまりにも不幸なことである。日本には学ぶに値するいいところも多くあるが、それを学ぶためには家族のサポートはもちろん、子ども自身が日常会話だけではない日本語能力を獲得できるようにする努力も必須である。そして、少し残念なのは、今の日本の小中学校の現状は地域によって外国籍の子どもたちへの日本語指導の対応に差が出ているということ。行政や地域、学校がそれぞれの立場で、この現状を良くしようと努力しているが、まだ経過途中である。日本に憧れを持ち家族での日本生活を考えているご家庭には是非とも今一度、最良の選択であるかどうかをしっかりと考えて大切なご家族といっしょに相談して決めて頂きたいものである。

文 原田捷子